住所　横浜市鶴見区鶴見中央３丁目26番18―402号
楊富强　昭和53年５月20日生
陸敏　昭和50年９月18日生
楊芷菟　平成18年10月13日生
住所　横浜市鶴見区尻手３丁目10番５号
林燕　昭和52年４月３日生
住所　神奈川県小田原市栄町１丁目５番１―608号
周俊　昭和49年３月27日生
住所　東京都杉並区阿佐谷北５丁目33番７号
イマニシ・ジョージ・キヨヒサ　昭和36年７月28日生
住所　秋田県大館市片山町１丁目６番35号
ハンナ・クリスティン・タルク・スズキ　昭和59年11月３日生
住所　愛知県豊橋市上野町字上原69番地８
ジェニファー・ゴザル　昭和58年11月27日生
住所　愛知県田原市神戸町前畑２番地３
アイリン・マニカド・オオイワ　昭和45年３月12日生
住所　福井県三方上中郡若狭町鳥浜第52号48番地
曹大文　昭和10年５月19日生
住所　大阪市生野区桃谷３丁目18番21号
任芹順　昭和22年７月14日生
高明美　昭和46年１月27日生
住所　大阪府枚方市東中振２丁目23番１号
洪明杓　昭和17年４月５日生
柳淑泰　昭和27年６月12日生
洪輝　昭和63年３月20日生
住所　東京都足立区西新井１丁目33番４―107号
張善惠　昭和51年１月22日生
住所　福島県双葉郡大熊町大字野上字諏訪102番地
王顯葉　昭和40年８月24日生
王鑫　昭和62年10月１日生
住所　大阪市東住吉区桑津１丁目10番５―902号
張陽子　昭和45年５月12日生
住所　静岡市葵区有永294番地15
姜黎兵　昭和42年１月11日生
住所　静岡県富士市大淵2560番地４
趙恩敬　昭和45年10月27日生
住所　石川県石川郡野々市町菅原町23番46号
劉飛燕　昭和56年５月30日生
李佳　平成20年１月25日生
住所　千葉県浦安市富士見３丁目９番１―401号
伍安惠　昭和28年６月24日生
陳美嘉　昭和61年４月14日生
陳龍成　平成元年10月10日生
住所　埼玉県坂戸市鶴舞４丁目26番４号
李美嬌　昭和34年３月20日生
住所　埼玉県狭山市大字上広瀬1345番地１
金順女　昭和40年３月７日生
住所　浜松市天竜区緑恵台556番地149
エヴァウシル・マルケス・ドゥトラ　昭和44年７月３日生
住所　千葉県船橋市上山町１丁目236番地１
左秀梅　昭和45年10月29日生
住所　千葉県市川市曽谷１丁目５番21号
鄭蕊　昭和56年12月24日生
住所　千葉県市川市下新宿13番５号
張小燕　昭和46年９月13日生
住所　長崎市戸町２丁目６番３号
呉学非　昭和47年１月10日生
住所　栃木県那須塩原市大黒町５番20号
アレックス・マサユキ・スズキ　昭和53年８月14日生
住所　東京都中央区東日本橋２丁目15番11―503号
孫戴　昭和54年12月25日生
住所　岐阜県郡上市八幡町瀬取686番地
金光実　昭和48年６月９日生
住所　東京都江東区亀戸６丁目30番４―1204号
周美娇　昭和45年９月18日生
住所　東京都江戸川区東葛西５丁目20番２号
盧凱　昭和53年７月27日生
住所　東京都足立区東六月町６番29号
薛鳳女　昭和35年６月23日生
住所　東京都江戸川区東葛西８丁目38番30号
金邦勳　昭和55年８月16日生
住所　東京都羽村市富士見平２丁目23番地５
呂赤華　昭和58年１月10日生
住所　東京都国分寺市泉町３丁目35番１―810号
鄭慧　昭和61年10月３日生
鄭誼　平成７年12月28日生
住所　東京都品川区荏原１丁目18番７号
鄭昌教　昭和56年12月２日生

○外務省告示第四百四十八号

平成二十年十二月四日にカイロで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十一年八月二十日に効力を生じた。

平成二十一年八月二十四日

外務大臣　中曽根弘文

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とエジプト・アラブ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化し並びにエジプト・アラブ共和国の開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とエジプト・アラブ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三十七億六千万円（三、七六〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、零細企業支援計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、エジプト・アラブ共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、エジプト・アラブ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・六五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(d)　借款の未支出残高に対して年〇・一パーセントの率で手数料が課されることになる。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、計画を実施するために社会開発基金が最終借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。

4　エジプト・アラブ共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエジプト・アラブ共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

5　エジプト・アラブ共和国政府は、借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

6　エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、計画の進捗状況についての情報及び資料を提供する。

7　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千八年十二月四日にカイロで

エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全権大使　石川薫

エジプト・アラブ共和国
国際協力大臣　ファイザ・アブルナガ閣下

（エジプト側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千八年十二月四日にカイロで

エジプト・アラブ共和国
国際協力大臣　ファイザ・アブルナガ

エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全権大使　石川薫閣下